

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成19年10月9日

栃木県人事委員会委員長 郡司 能熙

1 本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

2 給与関係については、本年の職員給与と民間給与を比較した結果、本年4月分の月例給について職員が民間を下回ることとなりました。このため、人事院勧告に準じ、初任給を中心とした若年層に限定した給料表の改定と子等に係る扶養手当額の引上げを行うほか、栃木県を支給地域とする地域手当の支給割合の改定を行うこととしました。

特別給（ボーナス）についても、民間の支給割合を下回ることとなり、これとの均衡を図るため、人事院勧告に準じて支給月数を0.05月分引き上げることとしました。

3 公務運営関係については、公務員倫理の徹底、仕事と子育ての両立支援等の勤務環境の整備、人材の育成・活用について、それぞれ意見を表明しました。

4 職員の給与制度については、一昨年の勧告時において、年功的な給料構造の見直し、勤務実績に応じた給与制度等を柱とする給与制度全般にわたる改革を計画的に行うこととしました。

人事委員会としては、引き続き、職員給与の改革を着実に実施していくことを通じて、県民の支持の得られる適正な職員給与の確保に向けて全力で取り組んでいきたいと考えています。

5 県民各位におかれましては、人事委員会勧告が、職員の給与等を現在の社会一般の情勢に適応させ、勤労者としての適正な勤務条件を確保していくためのものであるということと併せて、職員が職務を通じて県民の生活を支えている実情について、十分な御理解をいただきたいと思いをします。

職員においても、初心に立ち返り、県民の期待と要請にこたえるよう、高い倫理観と全体の奉仕者としての自覚を持って、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。